

資 料 編

芦屋の教育に関する現状・課題

(1) 個性と能力を伸ばす教育について

本市では、子どもたちが、社会の著しい変化に対応しながら生きていくために、心豊かにたくましく“生きる力”を育成することを最重要課題のひとつとしてとらえ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を軸として取組を進めてきました。

本市の小・中学校においては、平成15年度から17年度において学習状況調査を実施し、小学校5年生と中学校2年生を対象とした学習の習得状況や自宅での学習時間、学習習慣、読書の状況など児童生徒の生活や意識との関わりについて調べました。その結果について分析を行い、各学校の実態に基づいて、指導方法・指導内容の改善を図るとともに学力向上に向けた取組を進めています。また、学習指導員（チューター）の増員として、小中各校に1名配置するなど、学力差の課題解決に向けた取組を進めています。

平成19年度から本格実施となった特別支援教育について、芦屋市特別支援教育センターを設置運営し、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の保護者及び担任を対象とした教育相談や指導助言を行うとともに、学校園へ専門家が巡回訪問し、指導助言を行っています。

また、平成20年度からは、学校関係者・保護者・市民・図書館関係者の参画と協働のもと、「ブックワーム（本の虫）芦屋っ子」の育成に向けて、子ども読書の街づくり推進事業を実施し、子どもたちの読書活動を推進してきました。

【課題】

全国学力・学習状況調査の結果では、本市の子どもは基本的な知識は身につけているが、知識を実生活に結びつけて考え、思考したり、判断したり、表現したりするなど、活用する力や自分の考えを明確にしながら説明したりする力に課題が見られます。

新学習指導要領の趣旨を踏まえて、児童、生徒の言語活動を重視した授業づくりなど、指導内容と方法の更なる充実を図る必要があります。

特別支援教育については、特別支援教育センターを中心とした特別支援教育の取組が進んでいますが、今後は、さらに「個別の指導計画」に基づく個に応じた指導の充実や、就学前・小・中学校の一貫した支援体制の確立、保健医療・福祉等関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

(2) 信頼される学校園について

本市では、次の世代を担う子どもたちが大人になったとき、「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまち、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまち、「教育のまち芦屋」を全国に発信してきました。

学校教育では、学校力を高め、地域に信頼される学校園づくりとして、自らの教育活動について情報を提供するとともに、学校関係者評価を活用した学校評価システムの定着に努めています。

また平成22年度からは、学校情報通信技術環境整備事業により、教職員一人一台のPCを配置

し、教職員の事務の効率化による作業の負担軽減、子どもと向き合う時間を確保するよう努めてきています。

また、幼稚園教育では、市内の4歳・5歳児の約50%が市立幼稚園に在園している地域特性からも、幼稚園が重要な役割を担っており、幼児一人ひとりの興味や関心に基づいた体験を通じて、豊かな心情や自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度など、“人間力”の基礎の育成に取り組んでいます。

【課題】

本市では、私学志向が高く、私立中学校への進学率は、全国的に高い状況にあります。私学を選択した理由として、公立のゆとり教育・学力低下への不安をあげる保護者が多いことから、新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた学校運営や授業改善に取り組む必要があります。

信頼される学校園づくりとして、公立学校の教育内容の充実とともに、情報の積極的な発信に努めていますが、さらに、魅力ある学校・授業づくりを進め、その内容や成果について保護者や地域にPRしていくことが必要です。

教職員の年齢構成に偏りがあり、世代交代が急激に進む時代に、指導力を持つ人材をいかに確保し、育成していくかが課題となっています。

豊かな人間性の基礎を培うため、幼稚園教育の内容の充実とともに、幼保小の連携推進、子育て支援の強化を図っていくことが必要です。

教職員の多忙な状況にあるため、今後も子どもと向き合う時間を十分に確保していくことが必要です。

(3) 豊かな心をはぐくむ教育について

子どもたちを取り巻く環境は、同世代の友だちや異年齢との交流の希薄化、インターネットをはじめとした氾濫する情報など、大きく変化し、子どものコミュニケーション力やリーダーシップ力が弱まっていると指摘されています。こうした環境が影響し、子ども自身が犯罪の被害者となりがねないばかりか、時には子どもが加害者となる事件もマスコミで報道されるなど、子育て環境の変化に適切に対応することが必要となっています。

また、不登校の子どもをはじめ、手厚い支援が必要な子どもの教育、いじめや少年非行など問題行動への対応も求められています。こうした課題を克服するために、各学校においては心の通い合う生徒指導の充実に向けて、校内指導体制を整備するとともに、県教育委員会の「自然学校」「環境体験学習」「トライやる・ウィーク」等の事業を活用し、子どもたちが様々な活動や体験を通してよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方が身に付くよう指導しています。

道徳教育では、新学習指導要領に基づいた年間指導計画を作成し、子どもの内面に根ざした実践的な道徳性の育成及びあいさつ等基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付けるなど規範意識の向上に努めています。

人権教育では、子どもの自己肯定感をはぐくみ、他者との交流を深めながら、自己実現と他者と共に生きる「共生社会」の構築に向けて、主体的に取り組む意欲や態度の育成に努めています。また、日本語指導の研究や日本語指導ボランティアの派遣等、外国人児童生徒への対応の充実に努めています。

【課題】

子どもの生活習慣は、大人の生活習慣の多様化もあいまって変化し続けています。多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。あいさつをはじめとするコミュニケーションの向上とともに、基本的な生活習慣を確立していくことが必要です。

新学習指導要領の趣旨を踏まえて道徳教育の年間指導計画をし、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成に向けての取組の充実を図ることが必要です。

同和問題をはじめとする人権問題について、「差別は許さない」という意識をはぐくむための取組の充実が求められています。

学校単独で対応できない問題事案が増えており、今後も、関係機関等との連携強化を図る必要があります。

不登校への対応では、不登校児童生徒数の減少につながる適応教室の活動強化等の取組が必要です。

「自然学校」や「トライやる・ウィーク」の取組がマンネリ化することなく、本市の特徴や学校の特色をさらに活かしていく取組が必要です。

体験事業として、県のトライやる・ウィーク推進事業などを核としながら、小学生段階も含めてキャリア教育の視点が必要です。

(4) 厳しさに耐える心と体を育てる教育について

児童・学齢期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。一方で、児童・学齢期は、家族への愛情を理解するとともに、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼす生活習慣を確立し、大人への基礎づくりのために重要な時期です。

本市では、心身の調和的発達を図るために、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣や健康的な生活習慣を形成する食育を充実してきました。

また、喫煙・薬物等に関する教育や命の大切さ、心の問題に対する取組などの子どもに対する相談の充実に努めてきました。

一方で、運動能力調査などから、本市の子どもの運動能力が低下していることが見られるなど、「芦屋の子どもたちは優しくデリケート」と指摘されています。

【課題】

運動能力調査の結果を分析し、今後は、不足している体力・運動能力の強化に向けた指導方法の検討が必要です。

学校体育だけでなく、学校生活を含めた日常全体の中で健やかな体を育成していく取組が必要です。

保健関係者との連携を図り、心と体の健全な発達をめざす健康教育を充実させることが必要です。

学力・体力との関連からの食育研究、食物アレルギー対応マニュアルの策定、食育実態調査の活用、地産地消の取組の推進が必要です。

(5) 安全・安心な教育環境について

安心して教育を受けるためには、安心して勉学に励むことのできる教育環境の整備と、安心して通学できる地域環境の整備が必要です。

本市では、学校園の耐震化や全小中学校の普通教室の空調化に取り組んでいます。

また、不審者対応や通学路等における安全確保など、家庭・地域・関係機関との積極的な連携の下に、青色回転灯パトロール車による子ども見守りパトロールを行うなど子どもの安全を守る体制整備に努めています。

さらに、「自分の命は自分で守る」という危機回避能力を身に付けるために、児童及び教職員・保護者を対象としたCAP講習会に取り組んでいます。

【課題】

老朽化した校舎建替えを含めた施設整備を検討する必要があります。

子どもが安心して、生活するためには、交通安全の確保や犯罪から守ることが重要です。そのために、地域住民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、地域をあげて子どもを守る防犯意識の向上が必要です。

(6) まちづくりのための生涯学習について

まちづくりの出発点は地域を知ることです。地域の特性を知ることを通じて、自己発見など個人の生活が充実するとともに、まちづくりに参画していこうとする地域社会の発展が期待できます。地域を知り、地域を見直し、まちづくりを進めるため、「芦屋市生涯学習出前講座」の実施や、「芦屋の社会教育」を作成し、地域を学ぶ機会や地域の情報の提供に努めています。

また、本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心に積極的な活動を行っています。一方で、平成19年度に実施した芦屋市生涯学習推進基本構想のアンケート結果をみると、家庭や地域の教育力の低下が見られ、今後、さらに問題視されることが予想されます。その背景にある社会全体の問題から発生しているといっても過言ではない中、学校、家庭、地域の断片的な取り組みでは解決できなくなっています。

【課題】

公民館講座や各種社会教育事業を通して、地域を学ぶ機会や地域の情報発信や提供を充実していくことが必要です。

学校、家庭、地域がそれぞれの教育力の向上を図り、さらに学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等を含む全ての関係者が、それぞれに期待される役割を果たし、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の課題などに取り組むことが必要です。

(7) 「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習することができる学習環境について

本市では、日常をより豊かにするため、「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できることを目的に生涯学習を推進しています。

より多くの人々が学習や活動に参加できるように、春と秋の講座を中心に年間を通して公民館活動を実施し、学習情報の提供に努めています。また、子育てをされている人や障がいのある人などへの配慮を進めていくとともに、多様なニーズに対応した学習者にとって利用しやすく快適な学習機会を提供できるよう、インターネットを活用し、市民センターをはじめスポーツ施設や図書館など、社会教育施設利用の手続きや情報提供に努めています。また、それら学習活動を行うグループ・サークルの育成・支援などに努めています。

生涯の各期における学習を確立するため、社会教育施設だけにとどまらず、身近な地域社会における民間を含めた既存施設を有効活用し、利用者が安全・快適に利用できるよう環境づくりを進めています。

【課題】

子育てをされている人や繁忙の人にとっても参加しやすいよう配慮し、乳幼児期から高齢期までのすべての生涯の各期における適切な学習機会を提供する必要があります。

身近な地域社会における情報化と既存施設を有効活用できるよう、官民の垣根を越えてあらゆる学習資源のネットワーク化を図る必要があります。

様々な学習情報の提供とともに、きめ細やかな相談体制を整備していく必要があります。

広報紙や機関紙、ホームページの有効活用も図っていく必要があります

社会教育施設の管理運営のあり方については、市民サービスの向上と効率的な管理運営を実現するため、その施設に見合った最適な管理運営形態（市直営、業務委託、指定管理者制度など）を引き続き検討していく必要があります。

(8) 地域の教育力の向上のための人材育成について

本市では、公民館講座を中心にボランティアなど地域活動や地域の指導者となる人材の養成に努めています。また、市民が学習した成果を発表する場として市民ギャラリーや市民ステージ、市民絵画展を実施し、さらなる学習意欲を引き出してもらえるように努めています。

高齢者においては、学習機会の整備と社会的活動への参加促進を図るため、60歳以上の市民を対象に高齢者大学（芦屋川カレッジ・同大学院）を開校しています。

【課題】

ボランティア活動そのものが、人との出会いであり、自己実現につながる生涯学習であるという啓発を行い、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。また、各種ボランティア団体の連携が図れるよう、市民活動センターや福祉センターと連携が図れる体制を整備していく必要があります。

人材バンク制度など地域人材の確保についてシステムを構築し、多様な地域人材を確保・活用していく必要があります。

各個人が学習した成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことが必要であり、各個人が学習した成果を地域社会に還元し、地域社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するよう循環するシステムの構築が必要です。

(9) 文化・スポーツ活動に対する支援について

文化やスポーツ活動は、公正さを重んじる精神、思いやりの心、我慢する心、克己心を培うなど、子どもの心の育ちに寄与するところが大きいことから、全教育活動を通じて、子どもたちが、各種のスポーツや芸術にふれ、その楽しさや喜びを味わうことにより、生涯にわたって運動に親しむ態度、芸術を愛好する心情を育てるよう取り組んでいます。

具体的には、ルナ・ホール事業を通じて、音楽コンサート、落語、映画等の芸術を鑑賞する機会を提供し、市民文化の振興に努めています。その他、美術博物館や市民センターなどにおいて、市独自の文化にふれあう機会を提供しています。

また、市民のスポーツのニーズが競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化している中、平成 15 年 3 月以降、「芦屋市スポーツ振興基本計画」に基づき、計画的かつ体系的に事業推進に努めています。

【課題】

市民の一人ひとりが身近に芸術・文化に接し、参加できる環境を整備するとともに、伝統文化の継承や国内外との地域間交流を通じて、個性豊かな市民文化が育っていくような環境づくりが必要です。

市民がいつでもどこでも気楽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

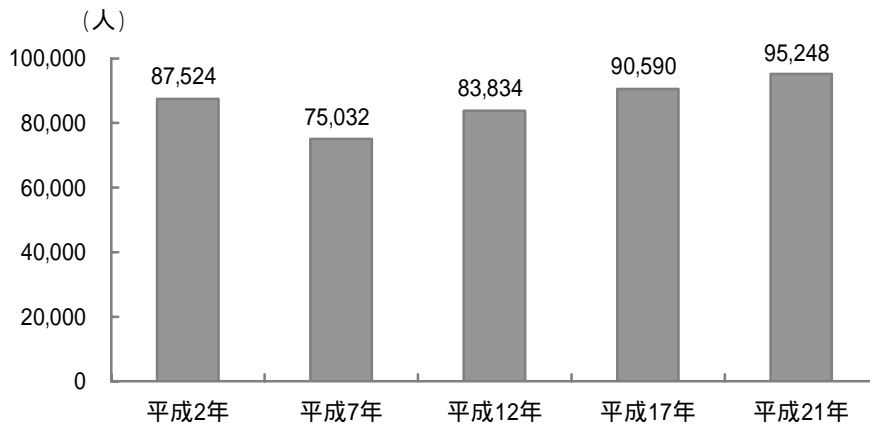
芦屋市の教育に関する現状データ

1 芦屋市の現状

(1) 人口の動向

総人口は、平成7年には阪神・淡路大震災により大幅に減少しました。しかし、震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進み、平成17年10月現在では90,590人と震災以前(平成2年)の人口から増加に転じ、一挙に増大しましたが、近年は落ち着きつつあり、若干の増加となってきています。

図表 総人口の推移



資料：平成2年～平成17年は国勢調査(各年10月1日現在)

平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口合計(10月1日現在)

図表 人口異動状況

単位：人

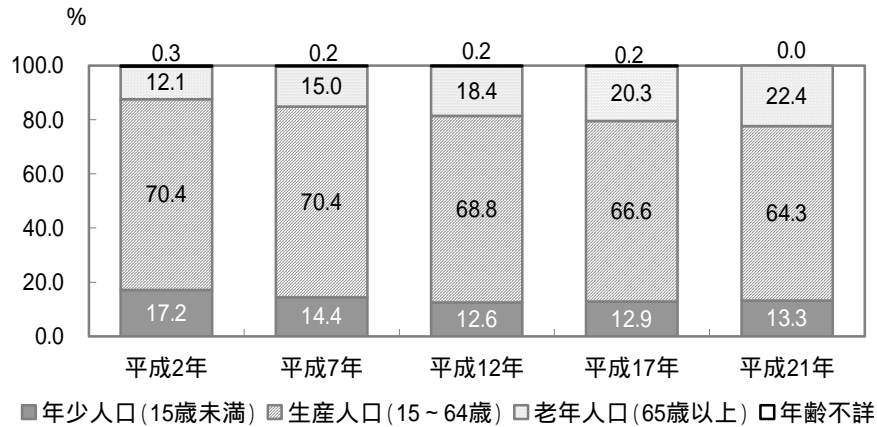
	出生・死亡			転入・転出			純増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成16年度	830	679	151	6,372	6,201	171	322
平成17年度	799	718	81	6,673	5,961	712	793
平成18年度	874	684	190	6,340	6,999	659	469
平成19年度	894	783	111	6,418	5,811	607	718
平成20年度	824	692	132	6,082	5,460	622	754
平成21年度	831	785	46	5,460	5,391	69	115

資料：事務報告書(芦屋市)(各年度3月末現在)

年齢3区別に人口の推移の人口比率をみると、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

ここ数年は、手頃な価格のマンションも建設され、若い世代が住みやすい住宅が増え、若年層の転入も見られますが、依然、少子高齢化が進行しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

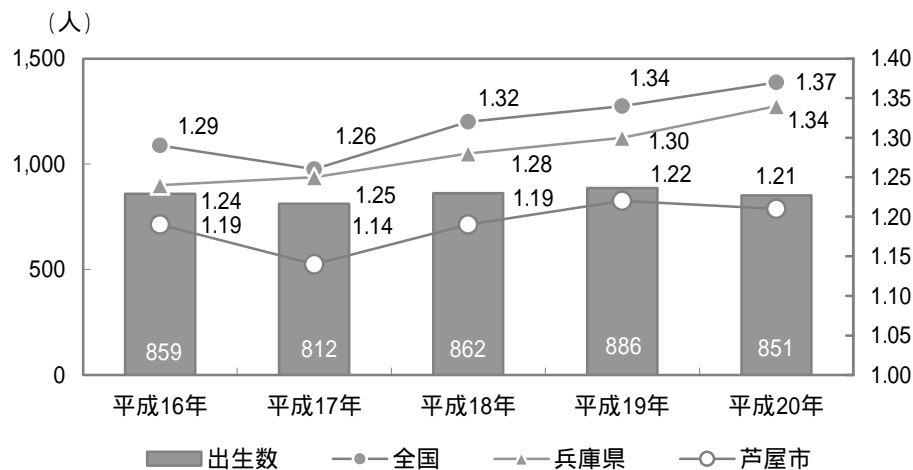


資料：平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口合計（10月1日現在）

（2）出生の動向

出生数は、平成18年以降年間850人を超えて推移しています。1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率の推移は、平成17年（1.14）から平成19年（1.22）にかけて増加傾向にあり、平成20年では若干減少したものの1.21まで上昇してきています。

図表 出生数と合計特殊出生率の推移



< 合計特殊出生率 >

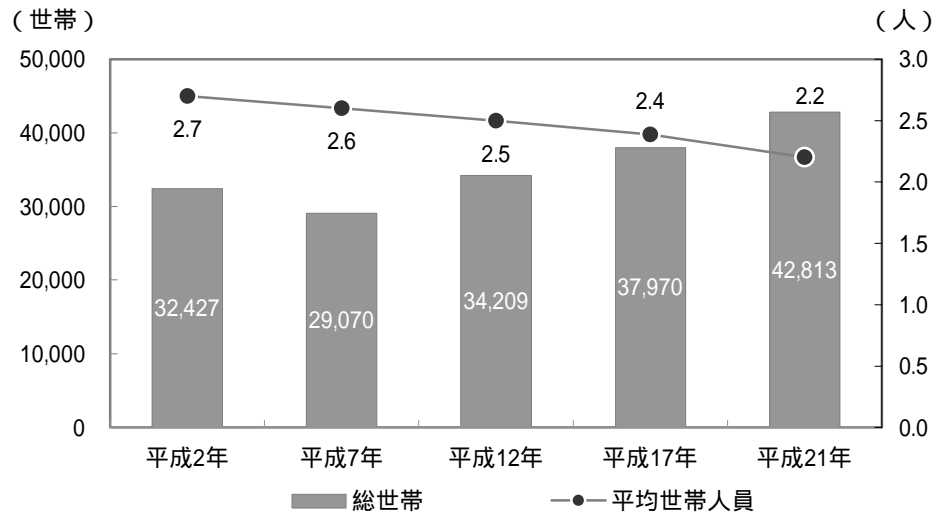
資料：平成17年は、国勢調査（10月1日現在）。その他の年は、県資料の人口動態統計及び住民基本台帳（それぞれ10月1日現在）を基に芦屋市（こども課）独自で算出を行った。

(3) 世帯の動向

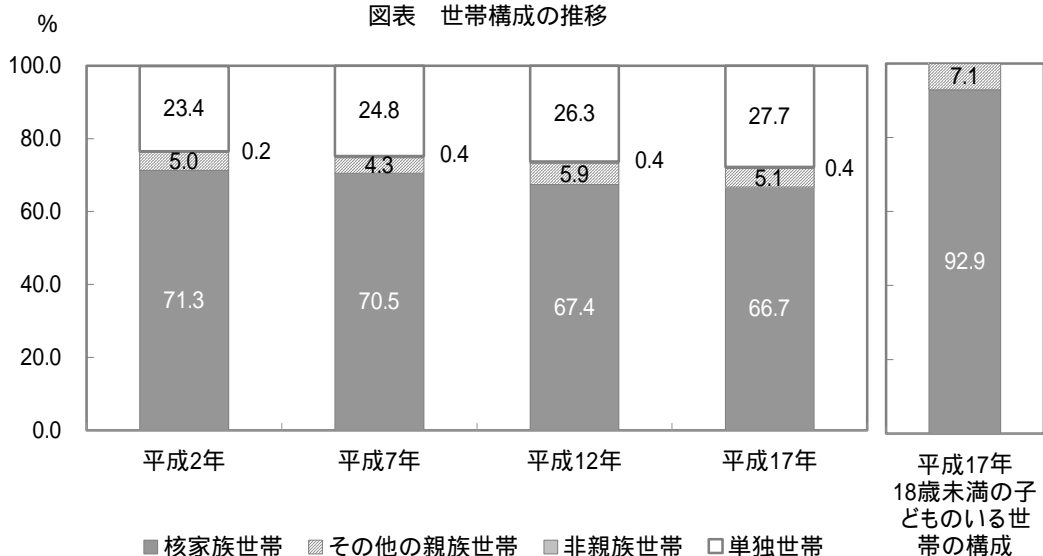
総世帯数は、阪神・淡路大震災の影響から平成7年に30,000世帯以下となりましたが、その後は震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進んだこと等から増加しており、平成21年で42,813世帯となっています。しかし、1世帯あたりに占める平均世帯人員は、減少の一途をたどっており、平成21年で2.2人となっています。

世帯構成を見ると、核家族世帯（2世代家族）が大部分を占めていますが、単独世帯の割合が増加しているため、今後も世帯規模が縮小する傾向が見られます。また、18歳未満の子どもがいる世帯においては、平成17年で90%以上が核家族世帯となっています。

図表 総世帯数と平均世帯人員の推移



図表 世帯構成の推移



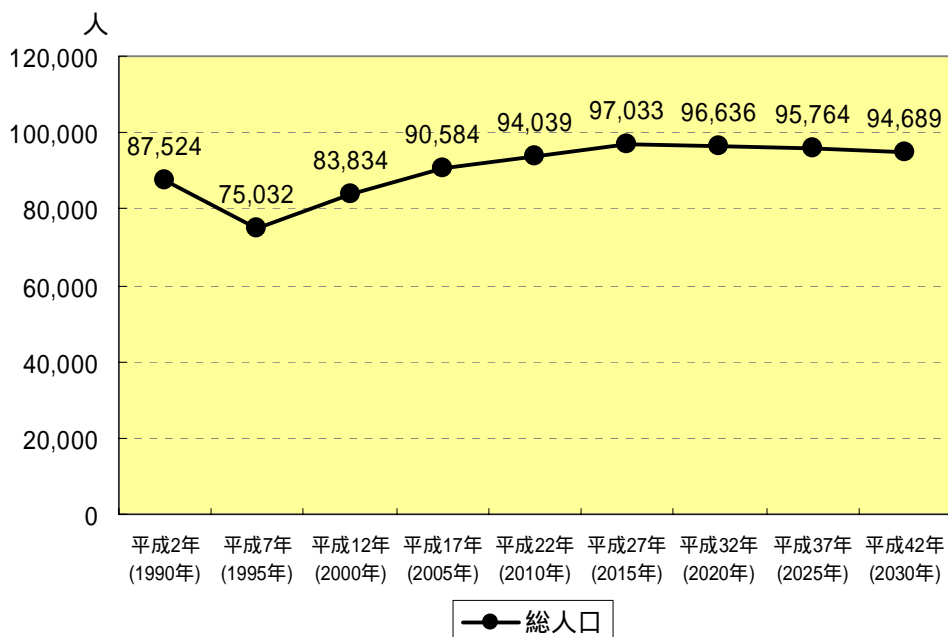
資料：上下とも平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録から算出（10月1日現在）

(4) 人口の将来予測

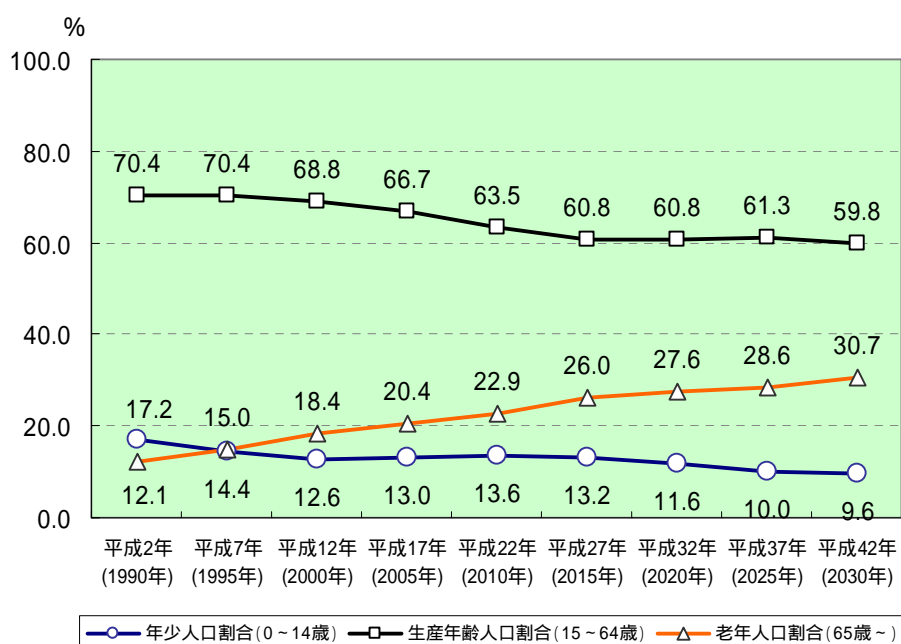
将来推計人口は、平成27年をピークに減少傾向となると予測されます。年少人口割合と生産年齢人口割合が減少する中、高齢化率は増加傾向が続くものと予測されます。

ここ数年の住宅環境の変化により、引き続き若年世帯の増加も見込まれることから、平成27年までは、児童数(18歳未満)は微増傾向が続くものと予測されます。

図表 将来推計人口(市全体)



図表 将来推計人口の年齢3区分別人口割合(市全体)



2 学校教育の現状

(1) 就学前教育・保育の状況

幼稚園の状況

幼稚園は、公立が9か所、私立が4か所の計13か所となっています。公立では2年保育、私立では3年保育を実施しています。児童数は年々増加していましたが、平成18年度をピークに、平成19～22年度は減少傾向にあり、特に精道幼稚園、宮川幼稚園、岩園幼稚園、小槌幼稚園が顕著になっています。

アンケート調査によると、利用者の要望で最も高くなっているものとしては、1週間あたりの利用希望日数について、「5日」の割合が74.5%、1日の利用希望時間について、「6～7時間未満」の割合が17.3%、終了時間については、「15～16時前」の割合が24.5%となっています。

図表 幼稚園の入園児童数の推移

		認可 定員	平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度	平成21年 度	平成22年 度
公立	精道幼稚園	280	93	91	83	79	75
	宮川幼稚園	280	199	173	155	176	181
	岩園幼稚園	175	104	92	89	89	90
	小槌幼稚園	245	103	101	115	86	85
	朝日ヶ丘幼稚園	280	76	73	76	83	66
	西山幼稚園	210	90	95	100	106	99
	伊勢幼稚園	280	97	92	102	90	91
	潮見幼稚園	245	106	100	100	96	102
	浜風幼稚園	245	75	72	78	64	68
私立	芦屋大学附属幼稚園	170	179	179	177	165	168
	愛光幼稚園	100	71	68	74	70	74
	甲陽幼稚園	80	77	75	76	72	75
	芦屋みどり幼稚園	160	171	173	164	154	162
(再掲)	3歳		163	153	157	143	170
	4歳		615	635	590	579	574
	5歳		663	596	642	608	592
合計		2,750	1,441	1,384	1,389	1,330	1,336

資料：管理課（教育委員会）（各年度5月1日現在）

認可保育所の状況

入所児童数を年齢別に見ると、5年前と比較して0～5歳のすべての年代の児童数が増加しています。

認可保育所は、市内に公立6か所、私立5か所の計11か所となっています。入所児童数は、平成21年度では800人を超え、入所率も109.4%となっています。待機児童数も急速に伸びており、平成17年度及び19年度にあわせて2園開設しているものの、平成22年4月1日現在では153人となっています。

図表 認可保育所の定員数と入所児童数の推移

		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数
公立	打出保育所	90	95.7	90	88.4	90	84.0	90	91.0	90	95.0
	大東保育所	60	64.5	60	61.9	60	63.7	60	65.5	60	65.6
	精道保育所	90	96.9	90	96.2	90	93.5	90	94.5	90	95.3
	岩園保育所	60	63.5	60	63.2	60	59.7	60	61.5	60	61.6
	緑保育所	80	84.5	80	78.0	80	79.1	80	85.1	80	86.6
	新浜保育所	100	102.0	100	98.3	100	98.0	100	97.6	100	99.1
	小計	480	507.3	480	486.1	480	478.4	480	495.3	480	503.5
私立	芦屋こばと保育園	30	35.2	30	34.4	30	34.4	30	34.0	30	35.1
	さくら保育園	45	49.8	45	49.4	45	50.9	45	51.8	45	53.1
	あゆみ保育園	21	22.5	21	20.5	21	21.0	21	23.9	21	24.1
	浜風夢保育園	60	14.0	60	51.3	60	53.0	60	58.9	60	66.7
	山手夢保育園	-	-	-	-	120	117.7	120	141.7	120	144.6
	小計	156	121.6	156	155.6	276	277.1	276	310.4	276	323.9
合計		636	628.9	636	641.7	756	755.5	756	805.7	756	827.4
他市委託		-	26.4	-	27.5	-	22.4	-	20.0	-	31.6
総合計		-	655.4	-	669.3	-	778.0	-	825.8	-	859.0
入所率		98.9%		100.9%		99.9%		106.6%		109.4%	

* 入所児童数は月平均（小数点2位以下切捨て）

* 合計欄は端数処理していない

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

(2) 小学校・中学校の状況

小学校・中学校の状況

公立の小学校が8か所，中学校は公立が3か所，私立が2か所となっています。

小学校の児童数は増加傾向にあり，平成18年度では4,000人を超えています。中学校の生徒数も同様に増加しており，平成18年度から1,900人を超え，平成21年度には2,000人を超えています。

図表 小学校・中学校の状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小学校	学校数(か所)	8	8	8	8	8
	公立	8	8	8	8	8
	私立	-	-	-	-	-
	児童数	4,136	4,276	4,470	4,610	4,677
	1年生	737	790	743	791	789
	2年生	770	731	797	742	788
	3年生	708	758	739	822	754
	4年生	677	714	773	741	819
	5年生	602	671	722	783	746
6年生	642	612	696	731	781	
中学校	学校数(か所)	5	5	5	5	5
	公立	3	3	3	3	3
	私立	2	2	2	2	2
	生徒数	1,929	1,972	1,973	2,048	2,095
	1年生	657	681	639	728	729
	2年生	628	657	681	644	717
	3年生	644	634	653	676	649

資料：兵庫県学校基本調査（各年度5月1日現在）

適応教室の状況

不登校児童の学校復帰を支援するために，適応教室(のびのび学級)を開設しており，部分復帰を含め，過半数の児童が学校復帰へとつながっています。

図表 適応教室(のびのび学級)の状況

単位：人

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
通級指導	小学校	1	2	1	2	2
	中学校	18	10	9	16	18
	合計	19	12	10	18	20
学校復帰		5	0	1	1	5
部分復帰		11	8	4	14	3

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

(3) 市内公立校の進学状況

市立中学校への進学率は、6割台半ばで推移しています。

市内公立高校への進学率は、年々減少傾向にあり平成18年から2割を割り込んでいます。一方市外公立高校への進学率は増加傾向にあり、平成21年で5割を超えています。

図表 市内小学校の進学状況

単位：人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
卒業生数	606	651	647	607	697	733
市立中学校への進学者数	403	421	427	384	457	494
県立中学校への進学者数	6	6	8	4	8	14
市外国公立中学校への進学者数	19	14	18	16	16	15
私立中学校への進学者数	177	209	191	201	216	206
その他	1	1	3	2	0	4
市立中学校への進学率	66.5%	64.7%	66.0%	63.3%	65.6%	67.4%

図表 市内中学校の進学状況

単位：人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
卒業生数	415	413	449	424	452	456
市内公立高校への進学者数	114	80	78	73	74	72
市外公立高校への進学者数	156	163	194	192	251	226
私立高校への進学者数	127	154	165	147	121	150
専修学校への進学者数	9	12	9	11	3	4
就職者	1	0	0	0	1	0
無業者	7	3	0	1	1	1
その他	1	1	3	0	1	3
市内公立高校への進学率	27.5%	19.4%	17.4%	17.2%	16.4%	15.8%

資料：管理課

(4) 全国学力・学習状況調査結果(平成21年度)

全国学力・学習状況調査結果より、小中とも各教科・領域において全国平均を上回っています。

教科に関する調査結果

～結果の示し方は次の4段階とする～

	段 階	全国平均を100とした場合の芦屋市の割合
1	極めて良好	115以上
2	良好	105以上115未満
3	おおむね良好	95以上105未満
4	課題あり	95未満

芦屋市全体の傾向

	教科	区分	結果	市全体における傾向
小 6	国語	A (知識)	良好	国語・算数ともに、「知識」に関する結果は、全国平均を上回っており、十分に評価できる。 「活用」に関する結果では、国語は、全国平均と比較して非常に上回っており、十分に評価できる。算数も全国平均を上回っており、十分に評価できる。
		B (活用)	極めて良好	
	算数	A (知識)	良好	
		B (活用)	良好	
中 3	国語	A (知識)	良好	国語の「知識」「活用」に関する結果は、いずれも全国平均を上回っており、十分に評価できる。 数学の「知識」「活用」に関する結果も、いずれも全国平均を上回っており、十分に評価できる。
		B (活用)	良好	
	数学	A (知識)	良好	
		B (活用)	良好	

各教科の領域別の概況

ア 国語 (小学校)

凡例 評価できるもの 課題があるもの

問題	領域	主な課題等
A (知識)	話すこと 聞くこと	司会の役割や働きをとらえて話し合いを計画的に進めることが理解できている。
	書くこと	文章の内容に合わせて小見出しを書くことが十分に理解できている。
	読むこと	段落の内容を的確にとらえることは理解できている。 文学的な文章表現の工夫をとらえることにやや課題がある。
	言語事項	5年生までに習った漢字を正しく読み、書くことが十分にできている。 ローマ字の習得や、接読語を使って内容を分けて書くこと、行の中心に注意して文字をバランスよく書くことに課題がある。
B (活用)	話すこと 聞くこと	話し手の立場や意図をとらえて聞くことや、目的や意図が伝わるように必要な情報を取り出すことは十分にできている。 自分の立場や意図を明確にして話し合うことに課題がある。
	書くこと	調べる内容を見通して事柄を整理して書くことや目的や意図に応じて事象や意見を関係付けながら書くことに課題がある。
	読むこと	文章の内容を筆者の考えに合わせて読むことはできている。
	言語事項	文中における主語と述語との関係を理解できている。

イ 算数（小学校）

問題	領域	主な課題等
A (知識)	数と計算	整数の乗法と除法，同分母の分数の減法など，基礎的な数の計算は十分に理解できている。
	量と測定	長さについての感覚を身につけており，分度器の目盛りを読むことや，三角形の面積を求めることも理解できている。
	図形	平行四辺形の向かい合う辺の長さが等しいこと，長方形・直角三角形の定義や性質についての理解ができている。
	数量関係	減法と除法の混合した整数の計算をすることができている。 百分率を求めることについては，やや課題がある。 例) $80 \div 200 = 0.4$ 40%
B (活用)	数と計算	整数と小数の加法を用いて重さを求めることができている。 情報を整理選択し，筋道を立てて考え，示された判断が正しい理由を記述するのに課題がある。
	量と測定	与えられた条件に合う解答を，筋道を立てて考え，表から選択することに課題がある。
	図形	長方形のカードの敷き詰め方を2通りかき，必要なカードの枚数を求めることができている。
	数量関係	基準量と比較量を基にして，割合の大小を判断し，その理由を述べることに課題がある。

ウ 国語（中学校）

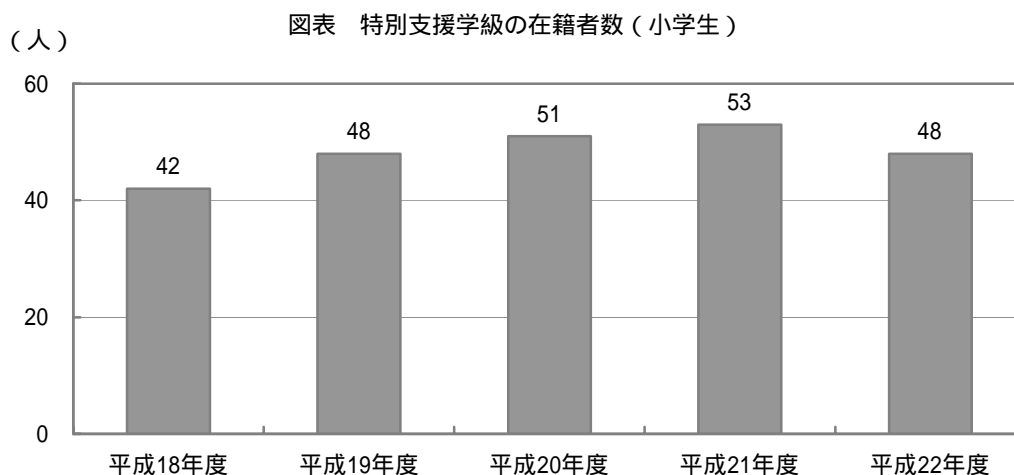
問題	領域	主な課題等
A (知識)	話すこと 聞くこと	効果的なスピーチをするために話し方の工夫をとらえている。 内容から必要な情報を的確に聞き，質問することを十分に理解できている。
	書くこと	主語に対応させて述語を適切に書くことにやや課題がある。
	読むこと	短歌の形式に従って意味のまとまりをつかむことに課題がある。
	言語事項	漢字の読み書きは，十分に理解できている。辞書に書かれている情報を適切に読み取ることができている。
B (活用)	話すこと 聞くこと	(今年度，出題なし)
	書くこと	書かれている内容をとらえ，資料に基づいて自分の考えを説明することはできている。 資料に表れている工夫を自分の表現に役立てることに課題がある。
	読むこと	文章の展開をとらえ，段落の役割を理解できている。語句に注意し，その効果的な使い方に気付くことが，十分にできている。
	言語事項	(今年度，出題なし)

エ 数学（中学校）

問題	領域	主な課題等
A (知識)	数と式	()を含む正の数と負の数の計算，単項式どうしの乗法の計算をすることができている。 一元一次方程式をつくって問題を解決するために，2通りに表せる数量に着目することに課題がある。
	図形	平面及び立体図形の性質は，理解できている。 対称や同位角の意味，証明の意義を理解することに課題がある。
	数量関係	比例の関係を表す表の特徴や割合の意味を理解できている。 ある事象から2つの数の関係を把握することに課題がある。
B (活用)	数と式	問題場面における考察の対象を明確にとらえることができている。 筋道を立てて考え，事柄が一般的に成り立つ理由を証明することに課題がある。
	図形	事象を図形に着目して観察し，その特徴を的確にとらえることができている。 数学的な表現を用いて説明したり，方針に基づいて証明したりすることに課題がある。
	数量関係	与えられた情報を分類整理することができる。 事象を数学的に解釈し，問題解決の方法を数学的に説明することに課題がある。

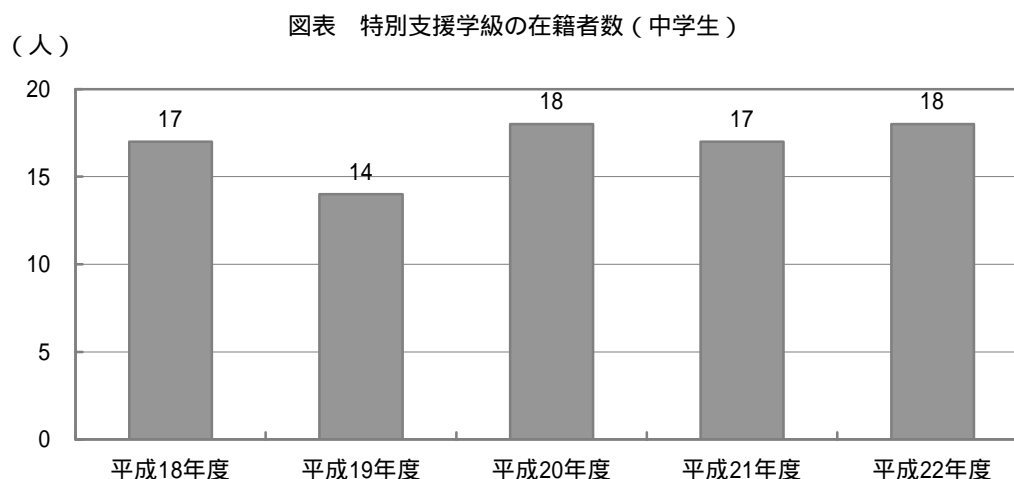
(5) 特別支援学級

特別支援学級の在籍者数は、小学生において50人前後、中学生において20人弱で推移しています。



図表 障がい種別在籍数（小学校） 単位：人

	計	知的	情緒	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
平成18年度	42	27	6	9	0	0	0	0
平成19年度	46	24	11	11	0	0	0	0
平成20年度	51	31	13	7	0	0	0	0
平成21年度	53	31	15	7	0	0	0	0
平成22年度	48	25	15	7	0	1	0	0



図表 障がい種別在籍数（中学校） 単位：人

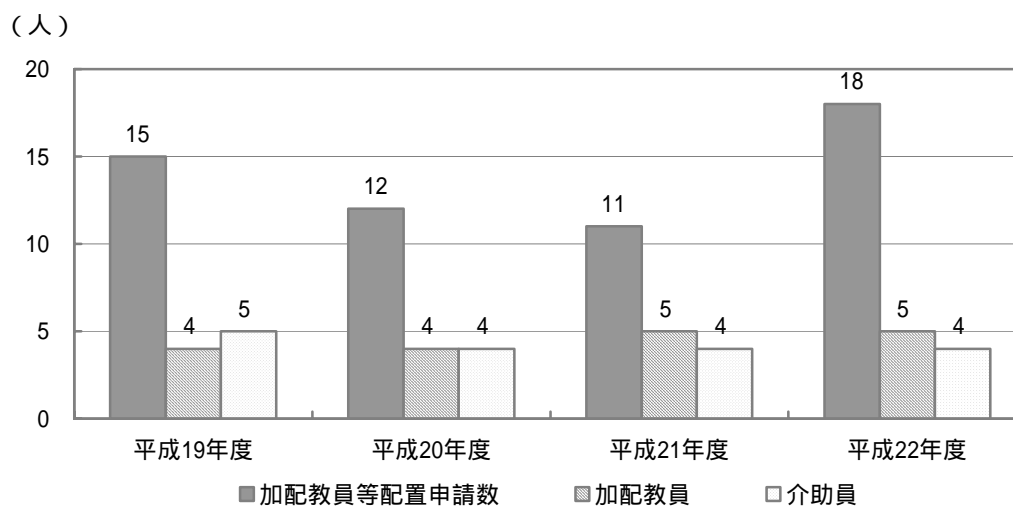
	計	知的	情緒	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
平成18年度	17	7	5	3	1	1	0	0
平成19年度	14	8	3	1	1	1	0	0
平成20年度	18	9	4	4	1	0	0	0
平成21年度	17	9	3	5	0	0	0	0
平成22年度	18	8	5	5	0	0	0	0

資料：学校教育課

(6) 幼稚園特別支援教育に係る加配教員等配置申請及び配置数

平成 22 年度で幼稚園特別支援教育に係る加配教員は 5 人、介助員は 4 人となっています。

図表 加配教員等配置申請及び配置数



図表 幼稚園特別支援教育に係る加配教員等配置申請及び配置数

単位：人

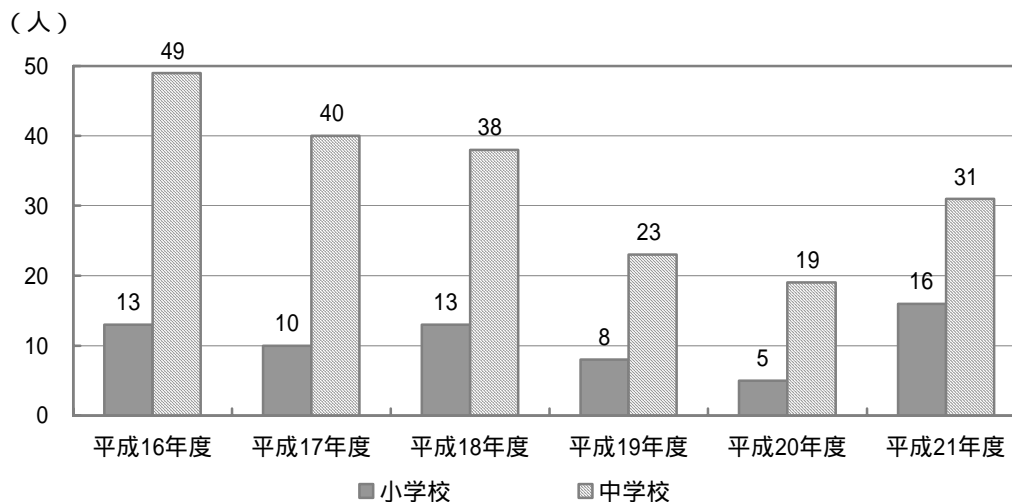
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
加配教員等配置申請数	15	12	11	18
加配教員	4	4	5	5
介助員	5	4	4	4

資料：学校教育課

(7) 小・中学校不登校児童生徒の実数

不登校児童生徒の実数は、平成20年度までは小中学校とも減少傾向にあったものの、平成21年度で増加し、小学校が16人、中学校が31人となっています。

図表 小・中学校不登校児童生徒の実数



図表 小・中学校不登校児童生徒の実数

単位：人

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
小学校	13	10	13	8	5	16
中学校	49	40	38	23	19	31

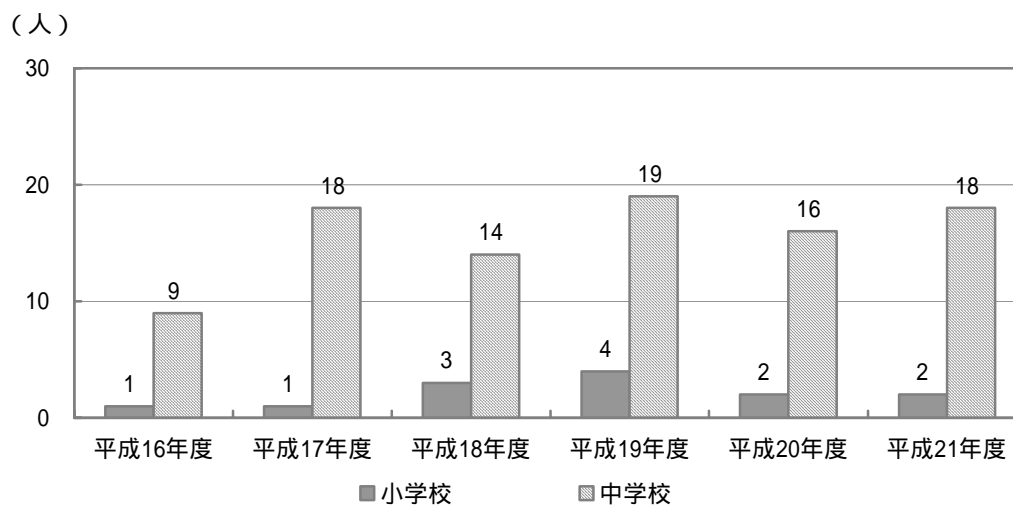
年間30日以上欠席者

資料：学校教育課

(8) 適応教室通級（在籍）児童生徒の実数

適応教室通級（在籍）児童生徒の実数は、平成 21 年度で小学校が 2 人、中学校が 18 人となっています。

図表 適応教室通級（在籍）児童生徒の実数



図表 適応教室通級（在籍）児童生徒の実数

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
小学校	1	1	3	4	2	2
中学校	9	18	14	19	16	18

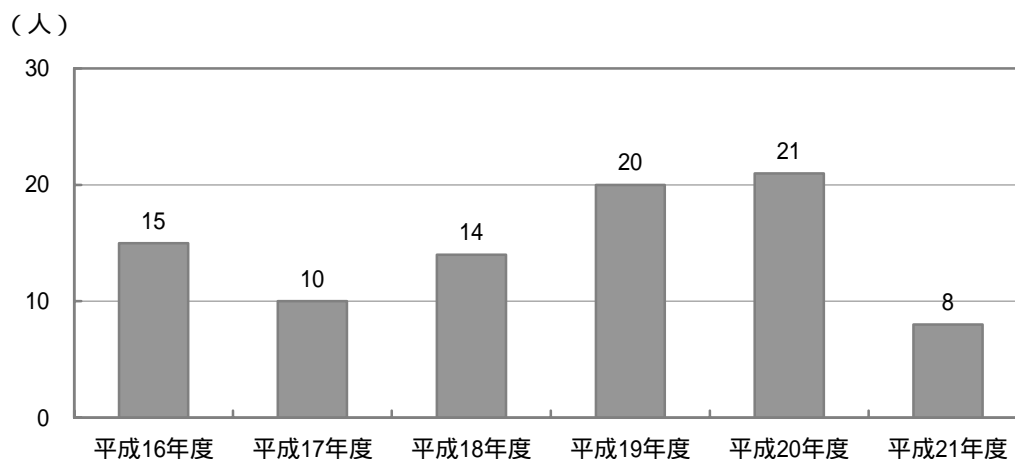
年間在籍者も含む

資料：学校教育課

(9) 日本語理解が不十分な児童生徒数の経年変化

日本語理解が不十分な児童生徒数は、平成21年度で8人となっています。

図表 日本語理解が不十分な児童生徒数の推移



図表 言語別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	韓国・朝鮮	中国	スペイン	ポルトガル	アラビア	インドネシア	他	計
平成16年度	6	2	5	0	0	2	0	15
平成17年度	2	1	0	1	3	2	0	10
平成18年度	1	2	1	2	6	2	0	14
平成19年度	2	0	6	6	2	4	0	20
平成20年度	5	0	3	3	1	8	1	21
平成21年度	0	2	1	0	0	4	1	8

図表 学校別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	精道小	宮川小	山手小	岩園小	朝日ヶ丘小	潮見小	浜風小	打出浜小	精道中	山手中	潮見中	計
平成16年度	0	0	4	0	4	4	1	0	0	2	0	15
平成17年度	0	0	2	1	2	0	4	0	0	1	0	10
平成18年度	0	0	1	0	4	0	8	0	0	0	1	14
平成19年度	2	0	0	0	4	6	6	0	0	0	2	20
平成20年度	2	0	0	2	4	6	2	0	0	4	1	21
平成21年度	0	0	0	0	3	1	1	0	0	2	1	8

資料：学校教育課

図表 学年別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
平成 16 年度	0	3	0	4	4	2	1	1	0	15
平成 17 年度	2	2	2	0	2	1	0	0	1	10
平成 18 年度	0	3	0	4	1	5	1	0	0	14
平成 19 年度	10	0	2	2	0	4	0	2	0	20
平成 20 年度	3	7	1	1	2	1	2	0	4	21
平成 21 年度	0	2	1	0	0	2	1	2	0	8

資料：学校教育課

(10) 体力テストの結果

体力テストの結果より、小学生、中学生ともに体格については、全国・県と大きな差異はみられないが、体力については全国・県と比べて総合評価点が低くなっています。

図表 小学生の体力テストの結果（平成 21 年度）

		体格			体力テスト項目								
		身長	体重	座高	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20 m シャトルラ	50 m 走	立ち幅跳	ソフトボール投げ	総合評価
		(cm)	(kg)	(cm)	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	得点
(男子) 5年生	市	140.0	34.1	75.0	16.2	18.0	33.5	38.4	45.4	9.5	151.7	23	51.8
	県	138.6	33.8	74.9	16.6	19.1	31.4	41.1	52.6	9.3	154.2	26.4	54.3
	全国	139.3	34.5	75.2	17.4	19.9	33.0	42.1	50.9	9.3	156.3	26.5	55.6
(女子) 5年生	市	140.5	32.4	75.5	15.6	16.7	39.0	36.1	33.7	9.8	140.9	13.1	52.3
	県	139.9	33.7	75.8	16.1	17.9	35.0	38.3	41.7	9.6	145.2	15.0	54.6
	全国	140.5	34.2	76.0	16.5	17.6	36.0	39.2	40.2	9.6	146.2	15.1	55.1
(男子) 6年生	市	145.1	37.1	77.2	19.0	19.4	33.5	42.5	51.6	9.0	165.4	28.7	57.5
	県	144.3	38.4	77.5	19.4	21.1	34.1	43.4	62.1	8.8	164.4	30.7	60.3
	全国	145.1	38.2	77.8	20.3	21.2	34.6	45.1	60.4	8.9	165.8	30.0	60.9
(女子) 6年生	市	146.5	37.3	78.6	18.1	17.5	38.7	39.3	38.6	9.2	151.8	14.7	56.9
	県	146.9	38.9	79.2	18.5	18.5	38.0	40.2	48.4	9.2	153.6	17.2	59.6
	全国	147.1	39.0	79.4	19.6	19.2	38.9	42.0	47.7	9.2	156.2	17.5	61.1

資料：学校教育課

図表 中学生の体力テストの結果（平成 21 年度）

		体格			体力テスト項目								
		身長	体重	座高	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラ	50m走	立ち幅跳	ソフトボール投げ	総合評価
		(cm)	(kg)	(cm)	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	得点
男子 中学1年生	市	152.3	42.3	80.1	22.9	22.3	35.2	44.5	70.1	9.0	168.6	16.8	30.1
	県	152.1	44.1	81.1	24.3	22.7	37.4	46.1	69.4	8.5	179.1	18.4	32.2
	全国	152.7	43.9	81.1	24.7	23.6	39.1	47.3	69.7	8.6	180.6	19.0	33.7
女子 中学1年生	市	151.8	42.5	81.7	21.6	17.9	40.4	39.5	47.0	9.5	151.1	11.0	38.2
	県	152.0	43.7	82.1	21.7	19.4	40.7	42.1	48.8	9.0	163.5	12.6	42.8
	全国	152.2	44.2	82.1	22.1	20.1	42	43.5	50.7	9.0	162.4	12.8	43.8
男子 中学2年生	市	160.6	48.0	84.1	28.0	26.7	40.0	49.3	86.1	8.2	183.7	19.7	39.3
	県	159.7	49.0	84.9	30.4	26.9	40.7	50.1	89.9	7.9	193.5	21.5	41.1
	全国	160.8	49.6	85.1	31.3	27.1	43.7	51.3	87.5	7.9	198.0	22.0	42.9
女子 中学2年生	市	156.2	45.8	83.6	23.3	21.3	46.3	44.6	55.7	9.0	166.4	12.8	47.5
	県	155.1	46.8	83.7	23.9	22.7	43.2	44.7	60.8	8.8	167.1	14.1	48.9
	全国	155.1	46.8	83.5	24.3	22.5	44.5	45.4	59.8	8.8	169	14.1	49.4
男子 中学3年生	市	166.1	53.7	87.4	34.7	28.2	44.6	52.6	96.7	7.7	205.7	23.3	47.3
	県	165.0	54.0	88.0	34.9	28.5	44.4	52.6	97.5	7.6	206.5	23.4	47.0
	全国	165.4	54.0	87.6	35.8	29.1	47.1	53.9	93.7	7.5	213	24.0	49.4
女子 中学3年生	市	157.3	48.5	84.4	24.9	21.7	45.0	46.0	58.7	8.8	169.2	13.5	50.1
	県	156.8	50.3	84.9	25.9	23.0	44.6	45.7	63.4	8.7	170.3	14.8	50.8
	全国	156.8	49.7	84.6	25.6	23.4	46.1	46.1	59.5	8.8	171.2	14.8	51.5

資料：学校教育課

3 社会教育・家庭教育に関する現状

(1) 社会教育関連施設の状況

文化活動関連施設

名称	概要	所在地
市民センター	市民会館（本館・ホール）と公民館・福祉会館（H22.7.22～廃止）老人福祉会館（別館）を総称した複合施設	業平町 8-24
あしや市民活動センター	芦屋市を中心とした市民・行政・企業など様々な主体の協働により、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの活性化を通じて、創造豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とした施設	精道町5-11

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

スポーツ関連施設

名称	施設	所在地
芦屋市総合公園	第 4 種公認陸上競技場（フィールド：110m×70m，スポーツコート：2 面）	陽光町 1-1
芦屋市立体育館・青少年センター	競技場 1・2，剣道場，柔道場，弓道場，トレーニング室，大会議室，団体会議室，第 1・2・3 研修室，音楽室，料理室，体育団体室，控え室，第 1・2 会議室，多目的室 1・2	川西町 15-3
芦屋中央公園野球場	軟式野球場	若葉町 1-1
芦屋中央公園芝生広場	公園広場	若葉町 1-1
川西運動場	運動場	川西町 14-17
西浜テニスコート	人工芝コート 2 面	潮見町 2-1
東浜テニスコート	人工芝コート 2 面	浜風町 2-1
芦屋公園テニスコート	人工芝コート 4 面	松浜町 4-4
芦屋海浜公園プール	室内・室外プール	浜風町 30-1

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

図書館など

名称	所在地
芦屋市立図書館	伊勢町 12-5
芦屋市立図書館打出分室	打出小槌町 15-9
芦屋市立図書館大原分室	大原町 20-2
芦屋市立公民館図書室	業平町 8-24
芦屋市立上宮川文化センター図書室	上宮川町 10-5

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

美術館・博物館他

名称	概要	所在地
芦屋市立美術博物館	小出権重や吉原治良をはじめとする芦屋ゆかりの作家の作品を中心に展示する美術部門と、芦屋の歴史を通史的に展示する歴史部門を持った施設	伊勢町 12-25
芦屋市谷崎潤一郎記念館	谷崎潤一郎の業績をしのび、作品や遺品などを展示	伊勢町 12-15
富田碎花旧居	“兵庫県文化の父”とよばれた詩人・富田碎花の業績をしのび、ご遺族から市に寄贈された資料類・遺品などを展示	宮川町 4-12

資料：平成 22 年度 教育行政要覧

コミュニティ・スクール

生涯学習の一環として学校施設などの一部を使って、多くの市民がスポーツ・文化活動を通じて友好を深め、その運営は地域住民自らの手により、自主的に行っています。

名称	設立
三條コミュニティ・スクール	昭和 53 年 9 月設立
朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	昭和 54 年 11 月設立
潮見コミュニティ・スクール	昭和 56 年 4 月設立
宮川コミュニティ・スクール	昭和 57 年 12 月設立
打出浜コミュニティ・スクール	昭和 57 年 12 月設立
浜風コミュニティ・スクール	昭和 58 年 12 月設立
岩園コミュニティ・スクール	昭和 58 年 12 月設立
精道コミュニティ・スクール	昭和 60 年 3 月設立
山手コミュニティ・スクール	昭和 61 年 3 月設立

資料：平成 22 年度 教育行政要覧

その他

名称	概要	所在地
芦屋市立青少年愛護センター	青少年育成愛護委員による街頭巡視を中心に、関係機関と連絡協調しながら青少年の健全育成と非行防止のための活動拠点施設	川西町 15-3
芦屋市立上宮川文化センター	地域住民の社会的、経済的及び文化生活的改善向上ならびに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とした施設	上宮川町 10-5
芦屋市特別支援教育センター	専任の相談員を配置し、学校園や保護者等への相談・支援を行うとともに、特別支援教育に係る各種事業を展開し、学校園における特別支援教育の推進をサポートする施設。	呉川町 14-9
打出教育文化センター	教育及び文化活動の充実と振興を図るための施設	打出小槌町 15-9
適応教室（のびのび学級）	不登校の小・中学生の心の居場所となり、自立心を培い、自信を取り戻して、再び学校に復帰できるよう支援する施設	打出小槌町 15-9
カウンセリングセンター	心理相談・ストレス・心身症・怠学・無気力・不登校・非行問題に関する相談・性に関する相談等、教育相談全般について専門カウンセラーが面談し相談に応じる施設。	打出小槌町 15-9
芦屋市子育てセンター	子どもが安全に自由に遊べる場や、親同士の仲間作りの場として、また、子育ての悩みや不安を軽くするための育児相談や、子育てに関する情報提供などを行う施設	呉川町 14-9

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

(2) 市内の文化財の状況

国指定重要文化財

指定物件	指定年月日	所在地
旧山邑家住宅（ヨドコウ迎賓館）	昭和49年5月21日	山手町3-10

国登録有形文化財

登録物件	指定年月日	所在地
中山家住宅主屋 中山家住宅表門及び塀	平成19年5月29日	三条町24-16

県指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地
芦屋会下山弥生時代住居址	昭和35年5月12日	三条町258
伝芦屋廃寺塔心礎	昭和38年4月19日	伊勢町12-25

市指定文化財

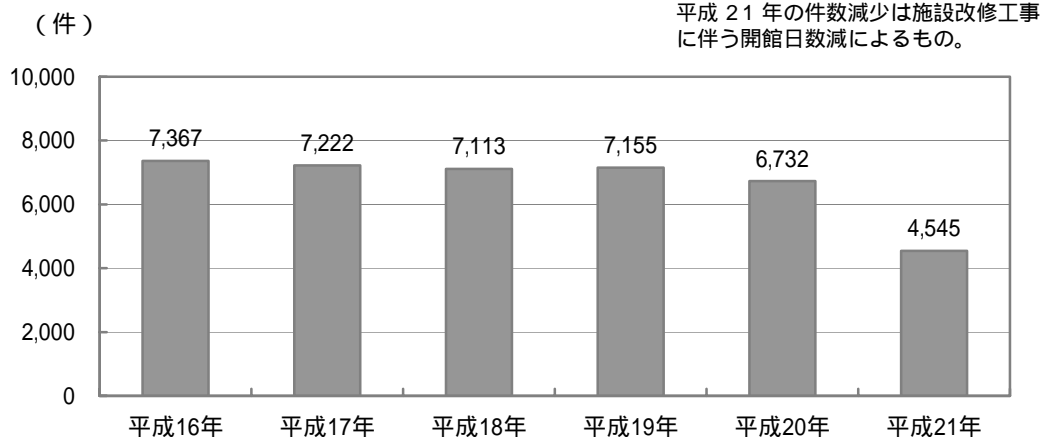
指定物件	指定年月日	所在地
親王寺所蔵考古資料一括	平成2年3月22日	打出町3-21
旧三条村共有文書一括	平成2年3月22日	三条町9-14
伝猿丸大夫之墓	平成3年3月23日	東芦屋町20-3
四季耕作図屏風 六曲一双	平成3年12月6日	伊勢町12-25
三好長康山論裁許状（附，挟板）	平成3年12月6日	伊勢町12-25
日吉神社石祠	平成5年3月8日	津知町6-9
小阪家住宅	平成6年3月22日	陽光町地先
徳川大坂城毛利家採石場出土刻印石	平成16年3月26日	剣谷17地先
会下山遺跡出土青銅製漢式三翼鏃	平成19年3月2日	伊勢町12-25
金津山古墳	平成22年3月19日	春日町153,156-2

資料：平成22年度 教育行政要覧

(3) 生涯学習関連施設の利用状況

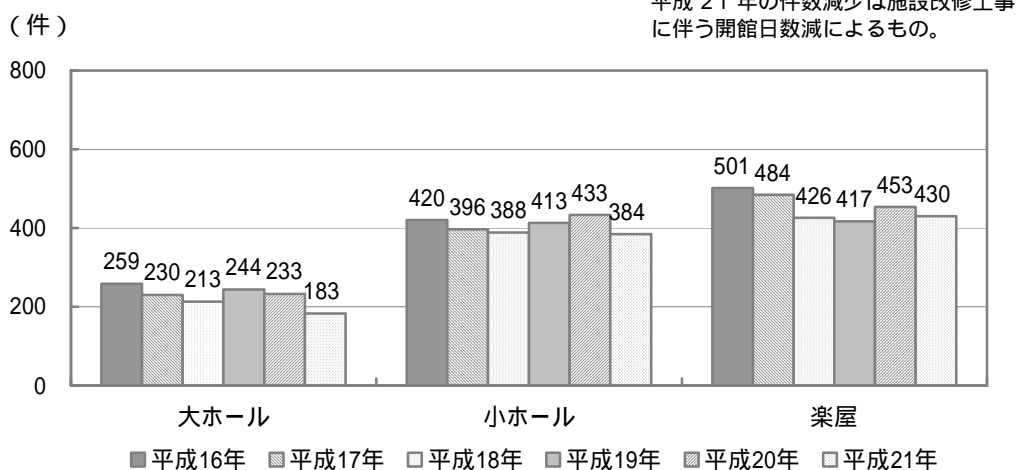
市民センターの利用状況

< 市民会館（本館） >



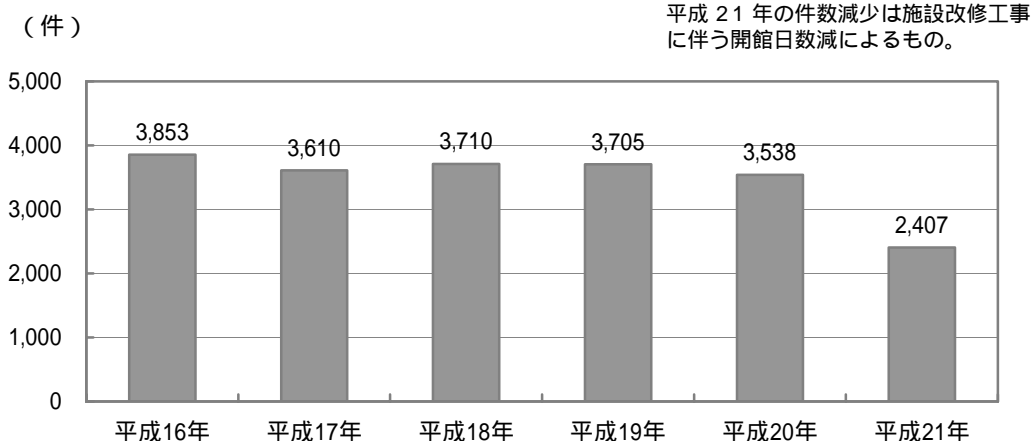
資料：平成 21 年度 事務報告書

< 市民会館（大ホール・小ホール・楽屋） >



資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

< 公民館 >

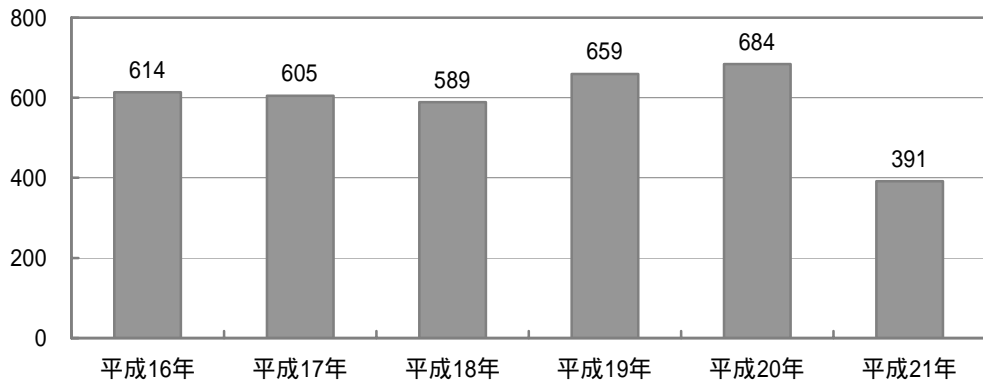


資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

< 福社会館 >

(件)

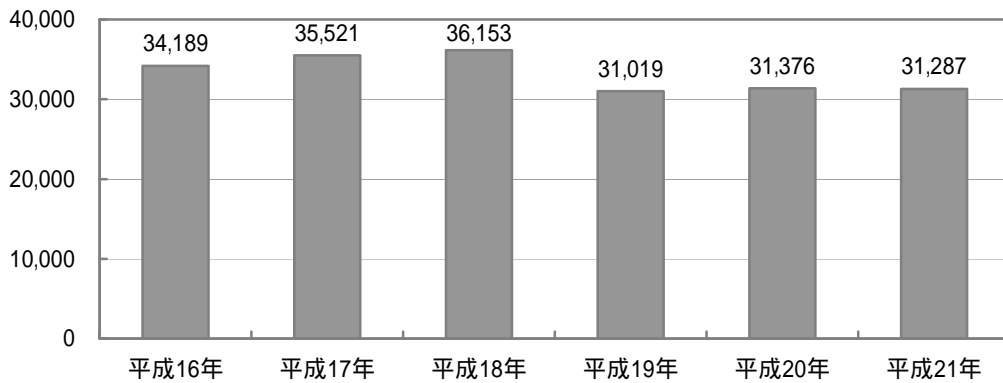
平成 21 年の件数減少は施設改修工事に伴う開館日数減によるもの。



資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

芦屋市立体育館・青少年センターの利用状況

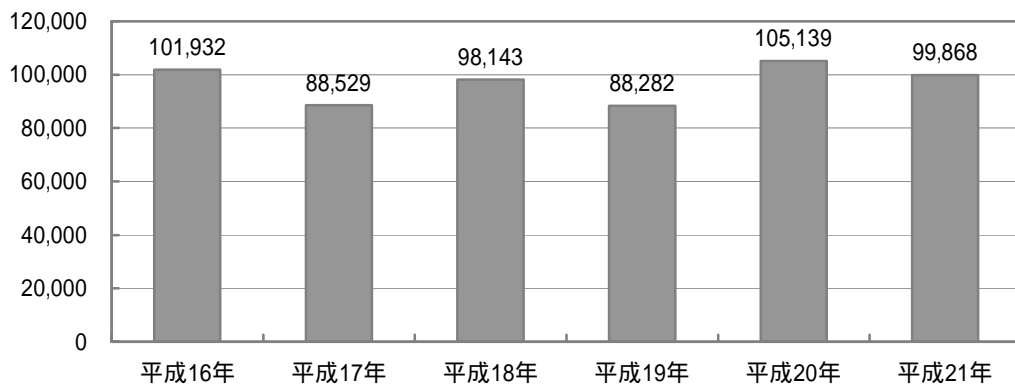
(件)



資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

プールの利用状況

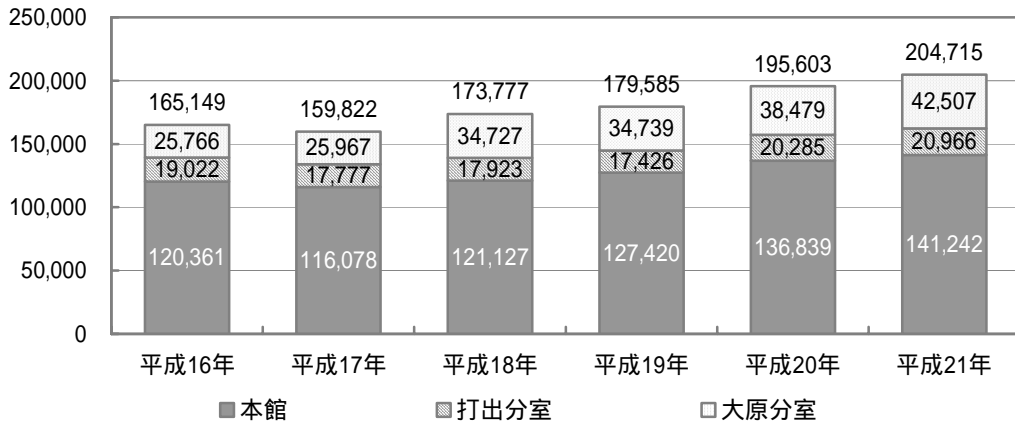
(人)



資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

図書館の利用状況

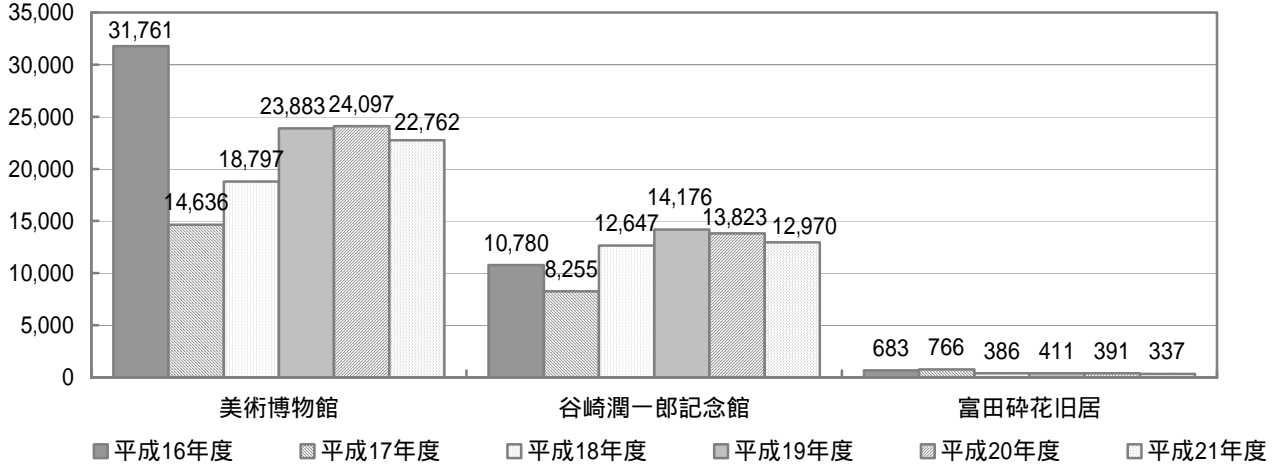
(人)



資料：平成21年版 芦屋市統計書，平成21年度 事務報告書

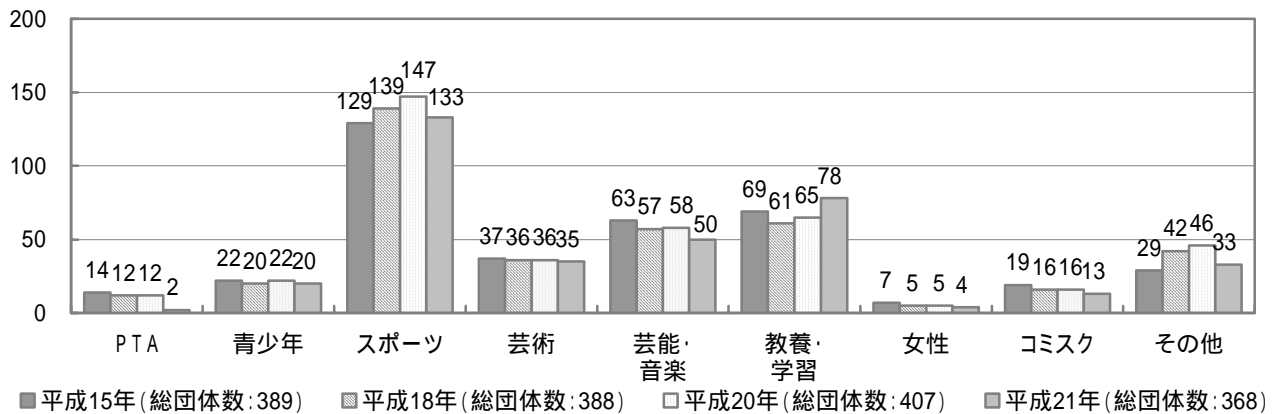
文化施設入館数の推移

(人)



社会教育関係団体の登録状況

(団体)



資料：芦屋市 HP (平成15年・平成18年は9月1日現在，平成20年は3月1日，平成21年は3月1日現在)

その他：ユネスコ活動，ボランティア活動，親子活動，高齢福祉に関する活動，障害福祉に関する活動など

計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成21年11月20日	第1回策定委員会	計画策定の概要説明について 芦屋の教育に望むもの
平成22年 2月16日	第2回策定委員会	芦屋市の学校教育に関する現状・課題について 芦屋市の社会教育・家庭教育に関する現状・課題について
5月21日	第3回策定委員会	芦屋市教育振興基本計画の骨子（案）について
7月23日	第4回策定委員会	芦屋市教育振興基本計画（素案）について
8月20日	第1回幹事会	芦屋市教育振興基本計画（素案）について
8月24日	教育トーク（精道小学校）	意見聴取
8月25日	第1回本部会	芦屋市教育振興基本計画（素案）について
8月27日	教育トーク（山手中学校）	意見聴取
9月 3日	校長会	意見聴取
9月 3日	教育委員会	芦屋市教育振興基本計画（素案）の報告
9月 4日	教育トーク（浜風小学校）	意見聴取
9月 9日	民生文教常任委員会	芦屋市教育振興基本計画（素案）の報告
9月11日 ～10月10日	パブリックコメントの実施	（素案）を公表し、市民の意見を聴取
11月 2日	第5回策定委員会	パブリックコメント報告 芦屋市教育振興基本計画（素案）について
11月10日	第2回幹事会	パブリックコメント報告 芦屋市教育振興基本計画について
11月15日	第2回本部会	パブリックコメント報告 芦屋市教育振興基本計画について
11月26日	教育委員会	芦屋市教育振興基本計画の報告
12月 6日	民生文教常任委員会	芦屋市教育振興基本計画の報告

要綱・委員名簿等

1 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の原案を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の原案策定に関する事その他設置目的達成のために必要な事項に関する事を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市PTA関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画原案策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、管理部長をもって充て、事務局次長には、行政経営担当部長をもって充て、事務局員には、管理課長、学校教育課長及び生涯学習課長を充てる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

2 芦屋市教育振興基本計画策定委員名簿

平成21年11月20日現在

氏名	区分	所属・役職等
井上 一郎	学識経験者	京都女子大学発達教育学部 教授
目黒 強	学識経験者	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授
小石 寛文	学識経験者	神戸学院大学人文学部 教授
松本 朋子	市PTA関係者	芦屋市PTA連絡協議会(中学校)
山住 恭子	市PTA関係者	芦屋市PTA連絡協議会(小学校)
丹下 秀夫	学校教育関係者	芦屋市立山手中学校長
増井 眞樹	学校教育関係者	芦屋市立山手小学校長
前川 和世	学校教育関係者	芦屋市立浜風幼稚園長
永田 守	学校教育関係者	芦屋市立精道小学校 教諭
江守 易世	社会教育関係者	芦屋市コミスク連絡協議会
信岡 利英	社会教育関係者	芦屋川カレッジ学友会 会長
極楽地 英子	社会教育関係者	芦屋市民生児童委員協議会
上月 敏子	行政関係者	学校教育部長
橋本 達広	行政関係者	社会教育部長
磯森 健二	行政関係者	保健福祉部長

3 芦屋市教育振興基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)基本計画の策定に関すること。

(2)基本計画に関する関係部局の総合調整に関すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 策定本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、管理部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長、社会教育部長及び総務部参事(行政経営担当部長)をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、管理部長をもって充て、事務局次長には、管理課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(本部員)
総務部長
総務部参事(行政経営担当部長)
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
保健福祉部長
都市環境部長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第 2 (第 5 条関係)

(幹事会委員)
総務部文書行政課長
総務部行政経営課長
総務部財政課長
市民生活部主幹(人権推進担当課長)
保健福祉部地域福祉課長
保健福祉部健康課長
保健福祉部障害福祉課長
保健福祉部こども課長
保健福祉部主幹(保育所担当課長)
都市環境部防災安全課長
教育委員会管理部主幹(施設担当課長)
教育委員会管理部教職員課長
教育委員管理部主幹(教職員人事担当課長)
教育委員会学校教育部(打出教育文化センター長)
教育委員会社会教育部公民館長
教育委員会社会教育部スポーツ・青少年課長